

第2節 環境保全の基本方針

高知市の気候は、年間を通じて比較的相対湿度が高く、風速が高い傾向にある(表3.2.1)。このような環境の中で樹木の生育が早いことから、定期的な剪定や枝払いが必要となる。また、今後の公開活用の方針に合わせた外構計画の中で、適宜に伐採、伐根、移植、植樹を行う。

表3.2.1 高知市の気象条件

| 要素 | 降水量 | 気温 | 相対湿度 | 風向・風速 | |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 合計 (mm) | 平均 (°C) | 平均 (%) | 平均 (m/s) | 最多風向 |
| 統計期間 | 1991~ 2020 | 1991~ 2020 | 1991~ 2020 | 1991~ 2020 | 1991~ 2020 |
| 資料年数 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 1月 | 59.1 | 6.7 | 61 | 1.8 | 西 |
| 2月 | 107.8 | 7.8 | 60 | 1.9 | 西 |
| 3月 | 174.8 | 11.2 | 62 | 1.9 | 西 |
| 4月 | 225.3 | 15.8 | 65 | 1.9 | 西 |
| 5月 | 280.4 | 20.0 | 70 | 1.8 | 西 |
| 6月 | 359.5 | 23.1 | 78 | 1.7 | 西 |
| 7月 | 357.3 | 27.0 | 79 | 1.8 | 西 |
| 8月 | 284.1 | 27.9 | 76 | 1.9 | 西 |
| 9月 | 398.1 | 25.0 | 74 | 1.8 | 西 |
| 10月 | 207.5 | 19.9 | 68 | 1.7 | 西 |
| 11月 | 129.6 | 14.2 | 68 | 1.7 | 西 |
| 12月 | 83.1 | 8.8 | 64 | 1.8 | 西 |
| 年 | 2666.4 | 17.3 | 69 | 1.8 | 西 |

第3節 区域の区分と保全方針

1 区域の区分

第四四連隊弾薬庫及び講堂の敷地について、以下のように区域を設定し範囲を示す(図3.3.1)。

(1) 保存区域

登録有形文化財である弾薬庫及び講堂の範囲とする。

(2) 保全区域

土塁の範囲、また、登録有形文化財に隣接し歴史的景観や環境を構成する範囲とする。

(3) 整備区域

保存・保全区域を除く敷地全体の範囲とする。

2 各区域の保全方針

前項で設定した各区域について、保全方針を定める。

(1) 保存区域

保存区域内では原則として新たな建造物等は設けない。ただし、防災上必要な場合において土地の形質の変更を行うことができる。

(2) 保全区域

保全区域内では原則として新たな建造物等は設けない。ただし、登録有形文化財の外観に支障をきたす後補の建造物・工

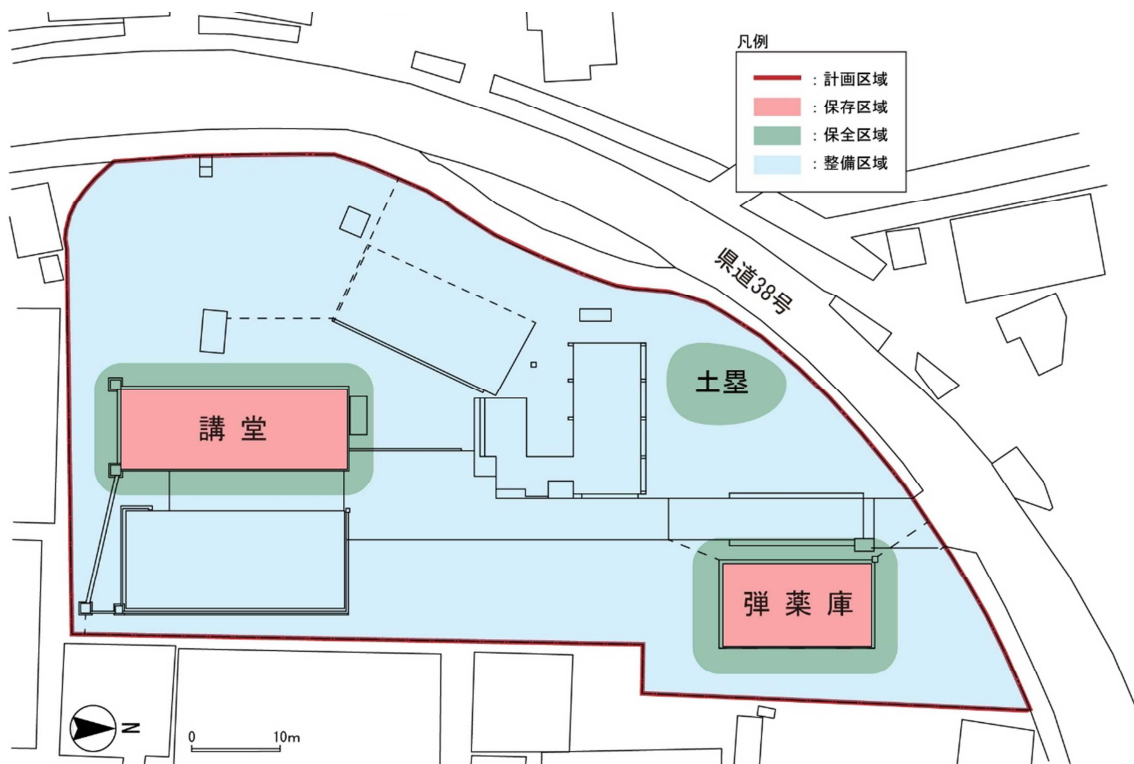


図3.3.1 区域区分図

作物は減築・撤去を可能とする。

(3) 整備区域

新築・改築・移築は所有者の裁量に委ねることができる。ただし、登録有形文化財の外観と計画区域内の景観を損なわないよう材質・色彩・配置に配慮する。

(3) その他建造物・工作物

文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景または撤去することとするものである。

保存建造物、保全建造物・工作物以外の建造物・工作物を対象とする。

第4節 建造物の区分と保護の方針

1 建造物の区分

敷地内の各建造物について、以下のように区分する(図3.4.1～図3.4.3)。

(1) 保存建造物

保存区域に所在する建造物で、登録有形文化財に準じて保存を図るもので、登録有形文化財と同等の価値を有するものである。所有者が自主的に保存を図るものである。

※本計画においては該当なし

(2) 保全建造物・工作物

保存建築物以外の建造物・工作物で歴史的景観や環境を構成する要素とされるものである。

弾薬庫西の土塁を対象とする。

2 各建造物の保護の方針

前項で設定した各建造物について、保護の方針を定める。

(1) 保存建造物

文化財としての価値を損なわないよう適正に保護する。原則として位置・規模・形態・材料・意匠・色彩を保存する。

(2) 保全建造物・工作物

現状の位置・形状の維持による外観の保全を行う。また歴史的調査を踏まえた復元的行為を伴う変更・改修を行う場合には景観に配慮する。

(3) その他建造物・工作物

敷地内の事務所、倉庫、駐輪場、物置、水槽、水栓、浄化槽、コンクリート柱については、今後の外構計画の中で見直しをかけたうえで撤去あるいは再配置を行う。

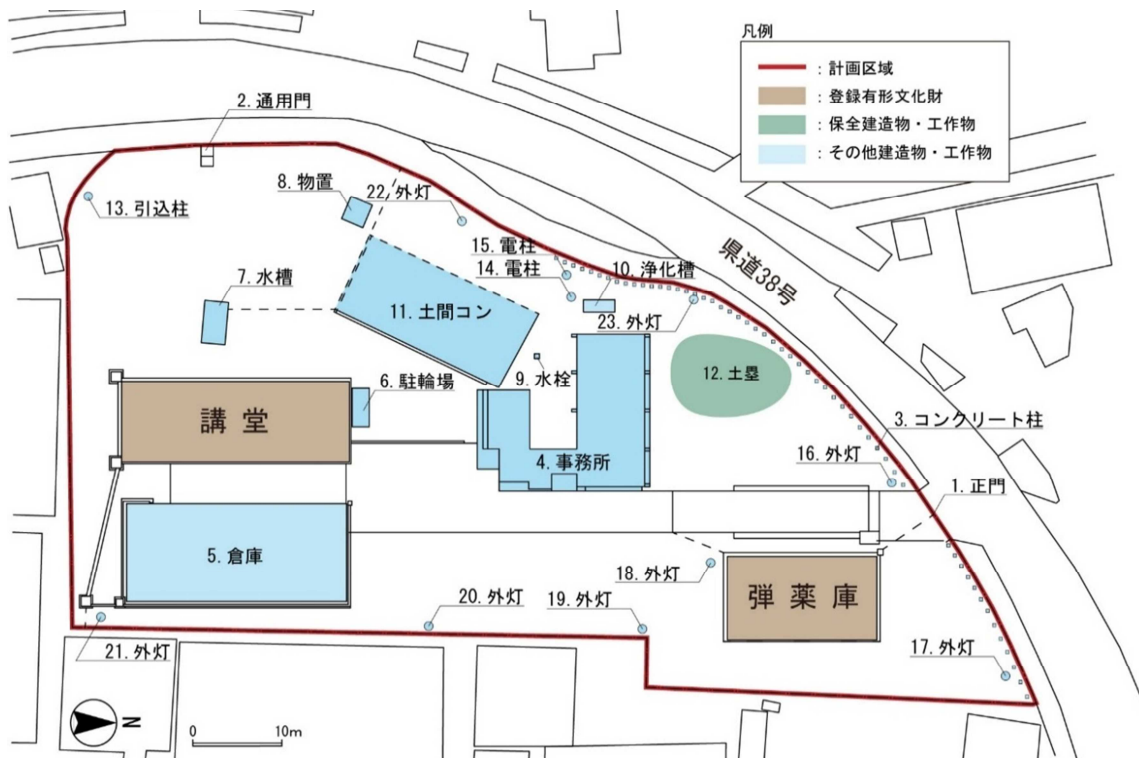


図3.4.1 建造物等の区分

第3章 環境保全計画

| | | |
|---|---|---|
| 1. 正門 | 2. 通用門 | 3. コンクリート柱 |
|  |  |  |
| 4. 事務所 | 5. 倉庫 | 6. 駐輪場 |
|  |  |  |
| 7. 水槽 | 8. 物置 | 9. 水栓 |
|  |  |  |
| 10. 浄化槽 | 11. 土間コン | 12. 土塁 |
|  |  |  |

図 3.4.2 計画敷地内の建造物-1

| | | |
|---|---|---|
| 13. 引込柱 | 14. 電柱（白色） 事務所西側 | 15. 電柱（灰色） 事務所西側 |
|  |  |  |
| 16. 外灯 正門西側 | 17. 外灯 弾薬庫北東側 | 18. 外灯 弾薬庫南西側 |
|  |  |  |
| 19. 外灯 弾薬庫南東側 | 20. 外灯 倉庫北東側 | 21. 外灯 倉庫南東側 |
|  |  |  |
| 22. 外灯 物置北側 | 23. 外灯 事務所北西側 | |
|  |  | |

図 3. 4. 3 計画敷地内の建造物-2

第5節 防災上の課題と対策

1 防災上の課題

(1) 危険樹木等の有無

計画区域内は国立印刷局時期以降に植樹若しくは実生による樹木が高さ10mを超える高木に成長している。成長しすぎた高木は管理が難しくなり、台風等の強風時に枯れ枝の落下、倒木の危険性も考えられ、樹木診断の上適切な樹木整理を計画する。

現状では建造物の屋根に届くような枝張りの高木は無いが、建造物近くに植樹された樹木が景観を遮っている箇所もある。

(2) 延焼の可能性

計画敷地の北・西側は県道38号線と水路を挟み民有地の住宅が並ぶ。東・南側は高知大学と特別支援学校の公有地が面する。隣地で発生した火災が延焼してくることも考えられる。

2 当面の改善措置と今後の対策

(1) 危険樹木の対策

日常的な点検や定期的な樹木診断を実施し、必要に応じた剪定・伐採等、適切な管理を行う。

(2) 延焼の対策

敷地内にはだれでも扱いやすい消火設備の設置を検討し、発火元・延焼先双方に消火活動を実施できるように地域との連携を目指す。